

R6省令改正の趣旨

- (1) 地域包括支援センターにおける専門職の確保の困難さを鑑み、常勤換算方法による配置を認めること
 - (2) 複数圏域を一つの区域として、当該複数センターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することで、それぞれのセンターの配置基準を満たすこと
- ※常勤換算方法：当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法。

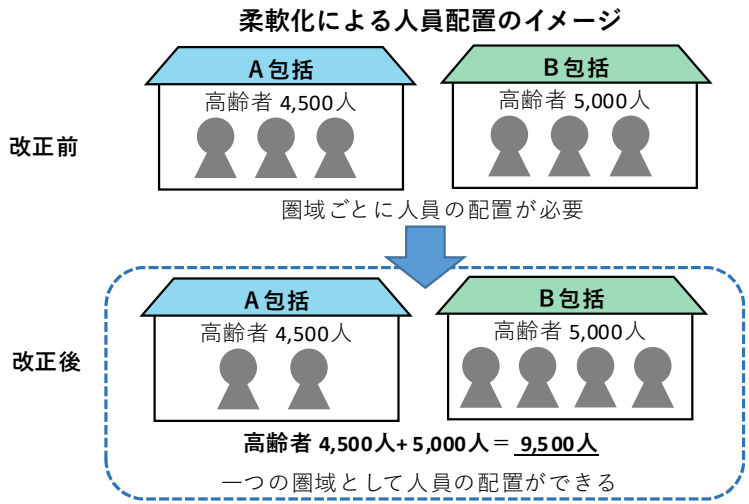
条例改正の考え方

- 当市においても、専門職の不足や確保の困難さへの対応は、運営協議会や議会等でも指摘されている。
- 当市においては、既に3包括の圏域において高齢者人口が6,000人を超えており、おおむね2,000人増す毎に1人の専門職を増員するという規定に基づき、国の基準に準じた増員を行っている。
- しかしながら、高齢者人口の増加だけに留まらない、高齢者ニーズの複雑化や、多問題家族、8050問題、身寄りのない高齢者の増加など、地域包括支援センターの業務は逼迫しており、今般の省令改正に伴う**常勤換算方法による専門職の配置を柔軟化**するとともに、**2,000人増すごとに1人の増員としていた規定についても、弾力的に運用している現状を鑑み、おおむね1,000人ごとに員数を加えるため所要の見直しを行う。**（詳細は別紙「改正条例案 新旧対照表のとおり」）

条例改正の効果

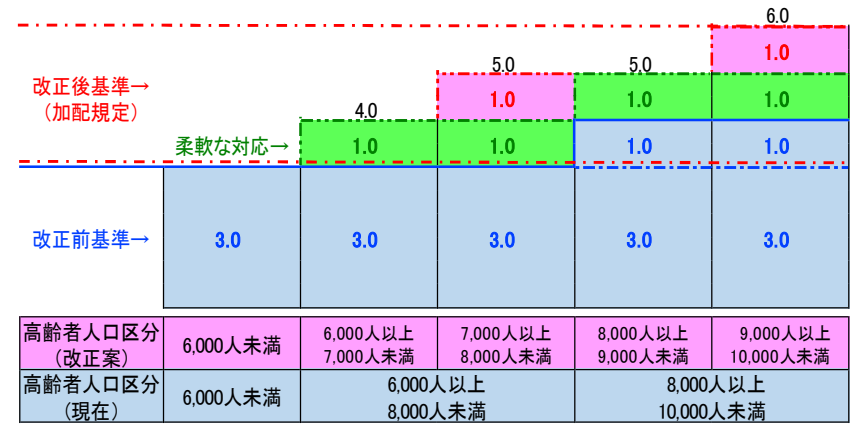
① 3職種配置の柔軟化（国基準）

複数圏域を一つの区域として、当該複数センターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することで、配置基準を満たすよう緩和される。



② 3職種の増員規定の見直し（独自基準）

一つの地域包括支援センターの担当圏域高齢者人口がおおむね1,000人ごとに必要な人員が加配ができるよう、規定を細分化する。



東部 (7,624人) 4人 ⇒ 5人
 中部 (9,687人) 5人 ⇒ 6人
 西部 (7,033人) 4人 ⇒ 5人

※令和6年7月1日現在高齢者人口